特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	健康管理（予防接種法）に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は，健康管理（予防接種法）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

鉾田市長

公表日

令和8年10月22日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理（予防接種法）に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種者の管理
③システムの名称	健康管理システム，宛名管理システム，団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種台帳ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下、番号法） 第9条第1項の別表第 14の項 第9条第2項及び鉾田市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条　別表第1号3の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令　第2条の表 25，26 の項） 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令　第2条の表 25，27，28，29の項） 番号法第19条第9号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関
総務省

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鉾田市総務部総務課　茨城県鉾田市鉾田1444番地1　0291-33-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鉾田市福祉保健部健康増進課　茨城県鉾田市鉾田1443番地　0291-33-3691

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録に係る横断的なガイドラインに従い、業務担当者以外が必要のない特定個人情報にアクセスできないよう制限を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　特に力を入れて行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	鉾田市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会ができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っている。また、アクセス制限の所持者に限らず業務端末においては離籍時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対応は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　第10項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表第一　第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務定める命令　第10条	事後	
平成28年9月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号　別表第二項番17，18，19	【情報提供の根拠】 なし	事後	
平成29年9月26日	5. 評価実施機関における担当部署	健康増進課長　飯島　衛	健康増進課長　小松嵜　智幸	事後	
令和3年3月15日	5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部健康増進課	福祉保健部健康増進課	事後	
令和3年3月15日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鉾田市健康福祉部健康増進課　茨城県鉾田市鉾田1443番地　0291-33-3691	鉾田市福祉保健部健康増進課　茨城県鉾田市鉾田1443番地　0291-33-3691	事後	
令和3年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】 なし	【情報提供の根拠】 なし	事前	
令和5年12月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務　③システムの名称	健康管理システム,共通宛名システム,中間サーバー	健康管理システム,宛名管理システム,中間サーバー,団体統合宛名システム	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表第一　第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務定める命令　第10条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下、番号法）第9条第1項の別表第 14の項	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二（第16－2，17，18，19項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第13条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令　第2条の表 25，26 の項） 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令　第2条の表 25，27，28，29の項）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和5年12月1日時点	令和6年12月2日現在	事後	
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和5年12月1日時点	令和6年12月2日現在	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		[　十分である　]	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録に係る横断的なガイドラインに従い、業務担当者以外が必要のない特定個人情報にアクセスできないよう制限を行っている。	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策		7）情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		[　十分である　]	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		鉾田市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会ができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っている。また、アクセス制限の所持者に限らず業務端末においては離籍時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対応は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年10月20日	5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長　小松嵜　智幸	健康増進課長　石嵜　道夫		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月20日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下、番号法）第9条第1項の別表第 14の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下、番号法）第9条第1項の別表第 14の項 第9条第2項及び鉾田市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条　別表第1号3の項	事後	
令和8年10月20日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令　第2条の表 25，26 の項） 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令　第2条の表 25，27，28，29の項）	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令　第2条の表 25，26 の項） 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令　第2条の表 25，27，28，29の項） 番号法第19条第9号	事後	